



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

一般事務用パーソナルコンピュータ559台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成26年1月1日から平成30年12月31日まで（地方自治法

（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1台1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に關しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026 (235) 7071

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年10月7日（月） 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成25年10月4日（金） 午後3時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成25年10月2日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:
559 personal computers with peripherals

(2) Lease Duration:

From January 1, 2014 until December 31, 2018

(3) Delivery places:

As mentioned in the tender description and specification

(4) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:

Information System Promotion Office, Information Statistics Division, Planning Department, Nagano Prefectural Government
692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano City

TEL: 026-235-7071 (Contact for inquiries)

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 10:00AM October 7, 2013

Place: PC training room, Nagano Prefectural

Government West Annex 2F

- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 3:00PM October 4, 2013

Place: Information System Promotion Office,
Information Statistics Division,
Planning Department, Nagano Prefectural
Government
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano
Prefectural Government)

情報統計課情報システム推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日

平成25年9月12日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人小田切オアシス

- 3 代表者の氏名

酒井 昌之

- 4 主たる事務所の所在地

長野市大字山田中字松木西沖2488番地1

- 5 定款に記載された目的

この法人は小田切地区の住民に対して、耕作放棄地に関する事業を行い、復元を計り、観光、空家の斡旋を通して都会からの呼び込み、さらに野生鳥獣対策を進め、猪の肉を活用した加工食品を開発するなどを行い小田切地区の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日

平成25年9月9日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八ヶ岳森林文化の会

- 3 代表者の氏名

定成 寛司

- 4 主たる事務所の所在地

茅野市泉野6493番地1

- 5 定款に記載された目的

この法人は、八ヶ岳地域の森林が有する多くの有益な機能と、森林文化をより多くの人々が享受し私達の生活を豊かにしていく為に、森林をより深く理解し伝える活動ならびにその公益的機能の回復、森林資源を有効に利用する活動を通して、美しい活き活きとした森林を楽しみ、護り末永く伝えてゆくことを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日

平成25年9月12日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人心の休憩所アトリエ虹

- 3 代表者の氏名

池田 幸雄

- 4 主たる事務所の所在地

長野市若穂牛島817番地2

- 5 定款に記載された目的

この法人は、不登校、ひきこもり、ニート若しくはそれに準じた辛い体験をしている人たちが、自分らしく社会参加できるよう支援する諸活動を通じて、地域社会に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

長野県庁P C B廃棄物（安定器）収集運搬業務

- (2) 役務の特質

長野県庁で保管するP C B廃棄物（安定器）の収集運搬業務

- (3) 履行期間

契約の日から平成26年3月31日まで

- (4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県庁舎

- 2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財

務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び業務仕様書によります。

入札説明書、契約書（案）及び業務仕様書は次の場所で交付します。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県総務部財産活用課

電話 026 (235) 7045

なお、入札説明書については、次のアドレスからダウンロー

ドすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/somu/nyusatsu.html>

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年9月30日（月）午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ岡谷店

岡谷市銀座1-4777-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

諏訪倉庫株式会社

岡谷市郷田1-3-1

3 変更する事項

小売業を行う者の氏名または名称、住所、法人の場合は代表者氏名

（変更前）

氏名（名称）	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	佐古 則男	愛知県稲沢市天池五反田町1
有限会社レディースランド・コ・コ	鈴木 芙二夫	岡谷市銀座1-1-5
有限会社一十向山商店	向山 幸男	岡谷市中央町1-12-11
アイ・ティー・エックス株式会社	荻原 正也	東京都港区東新橋1-6-1

ほか17者

（変更後）

氏名（名称）	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	佐古 則男	愛知県稲沢市天池五反田町1
有限会社レディースランド・コ・コ	鈴木 繁	上伊那郡辰野町中央35
有限会社一十向山商店	向山 幸男	岡谷市本町2-9-8

ほか17者

4 変更した年月日

有限会社一十向山商店の所在地

平成7年6月16日

有限会社レディースランド・コ・コの代表者名及び所在地

平成17年10月21日

アイ・ティー・エックス株式会社の退店

平成25年2月26日

- 5 届出年月日
平成25年8月30日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成25年9月24日から平成26年1月24日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ伊那店
伊那市大字伊那字下川原5182
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
ユニー株式会社
愛知県稻沢市天池五反田町1
- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
ユニー グループ・ホールディングス株式会社	前村 哲路	愛知県稻沢市天池五反田町1

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	佐古 則男	愛知県稻沢市天池五反田町1

- (2) 小売業を行う者の氏名または名称、住所、法人の場合は代表者氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名 (法人の場合)	住所
ユニー株式会社	前村 哲路	愛知県稻沢市天池五反田町1
株式会社モンタボー	相原 武志	東京都渋谷区渋谷1-11-8
株式会社三貴	木村 和臣	東京都豊島区東池袋3-4-3
株式会社榮進堂	青木 義良	愛知県名古屋市千種区星ヶ丘元町5-11
株式会社上山製果舗	上山 雅俊	上伊那郡飯島町飯島1435-2

合資会社圓月堂	馬場 尊保	伊那市大字伊那部4064
株式会社サンカラー現像所	三浦 和久	伊那市大字美篤4278-2
丸正株式会社	木村 和召	飯田市中央通1-18
株式会社モリエ	酒井 勝徳	愛知県稻沢市天池五反田町1
株式会社キング	山田 幸雄	東京都品川区西五反田2-14-9
株式会社さが美	石田 敏彦	神奈川県横浜市港南区下永谷6-2-11
有限会社丸十牧田染織店	牧田 貞利	伊那市大字伊那4859
株式会社山岸屋洋品店	山岸 誠市	飯田市江戸浜町3645-6
伊藤禎子	—	伊那市大字伊那部5197-2
株式会社パレモ	中本 敏幸	愛知県稻沢市天池五反田町1
原 千景	—	伊那市大字伊那部3616
株式会社マルタ	宮下 晃	飯田市座光寺4601-1
伊那宝石株式会社	松村 修一	伊那市大字伊那5056-1
株式会社ナガタ	永田 弘幸	諏訪市四賀赤沼1832-1
有限会社三幸ボタン	六波羅幸一郎	伊那市大字伊那3437
株式会社神奈川いけだ書店	熊沢 真	東京都八王子市横山町3-9-18

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	佐古 則男	愛知県稻沢市天池五反田町1
株式会社スイートスタイル	若月 光博	東京都中央区日本橋小舟町7-2
合資会社圓月堂	馬場 尊保	伊那市狐島4064
丸正株式会社	木村 和召	飯田市中央通1-22
株式会社モリエ	藤田 敏	愛知県稻沢市天池五反田町1
株式会社キング	山田 幸雄	東京都品川区西五反田2-14-9
株式会社さが美	小野山晴夫	神奈川県横浜市港南区下永谷6-2-11
株式会社山岸屋洋品店	山岸 誠市	飯田市江戸浜町3645-6
有限会社ロベリア	伊藤 元樹	伊那市中央6441-21
株式会社パレモ	小田 保則	愛知県稻沢市天池五反田町1
株式会社マルタ	熊谷 正宏	飯田市座光寺4601-1
伊那宝石株式会社	松村 稔	伊那市大字伊那5056-1
株式会社ナガタ	永田 滋弘	諏訪市大字四賀2323

有限会社ロックフィールド	六波羅幸一郎	伊那市荒井3437
株式会社神奈川くまざわ書店	熊沢 宏	東京都八王子市八日町1-11
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町1-32-13
有限会社レディースランドコ・コ	鈴木 繁	上伊那郡辰野町中央35
株式会社サンリフォーム	坂野 達哉	愛知県稻沢市天池五反田町1
株式会社ユニフード	鵜居 雅彦	愛知県稻沢市天池五反田町1

4 変更した年月日

届出書記載のとおり

5 届出年月日

平成25年8月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年9月24日から平成26年1月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ飯田店

飯田市鼎名古熊2469 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ユニー株式会社

愛知県稻沢市天池五反田町1

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
ユニー グループ・ホールディングス株式会社	前村 哲路	愛知県稻沢市天池五反田町1

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	佐古 則男	愛知県稻沢市天池五反田町1

(2) 小売業を行う者の氏名または名称、住所、法人の場合は代表者氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	前村 哲路	愛知県稻沢市天池五反田町1
株式会社タカラブネ	新開 純也	京都府久世郡久御山町大字佐山字双栗37-1
株式会社プラザ・クリエイト	大島 康広	愛知県名古屋市千種区今池4-1-29
株式会社モンタボ一	相原 武志	東京都渋谷区渋谷1-11-8
株式会社三城	加納 誠治	東京都中央区日本橋室町2-4-2
有限会社山岸屋洋品店	山岸 誠市	飯田市江戸浜町3645-6
有限会社吉川	吉川 嘉一	飯田市中央通2-21
株式会社三貴	木村 和臣	東京都豊島区東池袋3-4-3
有限会社一真堂貴金属店	岩間 博明	飯田市鼎一色111

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	佐古 則男	愛知県稻沢市天池五反田町1
株式会社プラザ・クリエイト	大島 康広	東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエアオフィスタワーX27階
株式会社スイートスタイル	若月 光博	東京都中央区日本橋小舟町7-2
有限会社山岸屋洋品店	山岸 誠市	飯田市江戸浜町3645-6
有限会社吉川	吉川 嘉一	飯田市中央通2-21
株式会社一真堂	岩間 博明	飯田市鼎一色111
株式会社花はん	佐々木周作	飯田市鼎切石4353-2
株式会社さが美	小野山晴夫	神奈川県横浜市港南区下永谷6-2-11
株式会社モリエ	藤田 敏	愛知県稻沢市天池五反田町1
株式会社パレモ	小田 保則	愛知県稻沢市天池五反田町1
有限会社ツノダ	角田 俊実	飯田市銀座4-1
有限会社レディースランドコ・コ	鈴木 繁	上伊那郡辰野町中央35
株式会社サンリフォーム	坂野 達哉	愛知県稻沢市天池五反田町1

4 変更した年月日

届出書に記載のとおり

5 届出年月日

平成25年8月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年9月24日から平成26年1月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ飯田駅前店

飯田市東和町2-35

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ユニー株式会社

愛知県稲沢市天池五反田町1

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
ユニー グループ・ホールディングス株式会社	前村 哲路	愛知県稲沢市天池五反田町1

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	佐吉 則男	愛知県稲沢市天池五反田町1

(2) 小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	前村 哲路	愛知県稲沢市天池五反田町1

ほか1者

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	佐吉 則男	愛知県稲沢市天池五反田町1

ほか1者

4 変更した年月日

届出書に記載のとおり

5 届出年月日

平成25年8月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年9月24日から平成26年1月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J A信州うえだ国分産業団地

上田市国分80ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

信州うえだ農業協同組合

上田市大手2-7-10

全国農業協同組合連合会

東京都千代田区大手町1-3-1

株式会社モリキ

飯山市南町13-3

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内1-5-1新丸の内ビルディング

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
全国農業協同組合連合会	宮下 弘	東京都千代田区大手町1-3-1
株式会社モリキ	森 高明	飯山市南町13-3

ほか2者

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
全国農業協同組合連合会	成清 一臣	東京都千代田区大手町1-3-1
株式会社モリキ	佐々木桂一	飯山市南町13-3

ほか2者

(2) 小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社長野エーコープサプライ	松橋 武久	長野市市場2-1
株式会社モリキ	森 高明	飯山市南町13-3

ほか2者

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社長野エーコープサプライ	浅野 尚志	長野市市場2-1
株式会社モリキ	佐々木桂一	飯山市南町13-3

ほか2者

4 変更した年月日

届出書に記載のとおり

5 届出年月日

平成25年9月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年9月24日から平成26年1月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
武石ショッピングセンター
上田市武石沖204-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
武石ショッピングセンター
上田市武石沖204-1
- 3 廃止前の店舗面積の合計
3,868平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 廃止した日
平成25年3月31日

経営支援課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
小諸都市計画火葬場 佐久市斎場
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び小諸市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画火葬場 佐久市斎場

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び佐久市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年9月24日

長野県下伊那地方事務所長 石田訓教

1 許可番号 平成25年6月3日

長野県下伊那地方事務所指令25下伊地建第12-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下伊那郡松川町元大島3767-1、3767-3、3768-1、3769-2、3770-1、3771、3772-2、3773-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下伊那郡松川町元大島3823

松川町長 深津徹

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年9月24日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

1 許可番号 平成25年5月8日

長野県松本地方事務所指令25松地建第29-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市穂高有明9482-1、9483、9484

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市渚2-7-33

有限会社国建 取締役 萩原章

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年9月24日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

1 許可番号 平成25年9月10日

長野県長野地方事務所指令25長地建第13-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

千曲市大字八幡字薬師堂1975、2003-2、2003-7、2003-8、

2003-9、2003-10、2003-11、2003-12

(第2工区)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千曲市小島3172

メディカルケア株式会社 代表取締役社長 塚田正巳

建築指導課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成25年9月24日

長野県安曇野建設事務所長 油井均

1 落札に係る調達産品等の種類及び数量

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場で使用する電気
契約電力 710kW

予定電力使用量 3,918,820kWh

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県安曇野建設事務所

(2) 所在地 安曇野市豊科4960-1

3 落札者を決定した日

平成25年8月23日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 中部電力株式会社

(2) 所在地 名古屋市東区東新町1番地

5 落札金額

51,928,611円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成25年7月4日

生活排水課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成25年9月24日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

大塚淳一郎

1 落札に係る調達産品等の種類及び数量

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場で使用する電気

契約電力 1,550kW

予定使用電力量 11,355,841kWh

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県千曲川流域下水道建設事務所

(2) 所在地 長野市大字稻葉字八幡田沖2413-11

3 落札者を決定した日

平成25年8月23日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 中部電力株式会社

(2) 所在地 名古屋市東区東新町1番地

5 落札金額

134,821,017円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成25年7月4日

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年9月24日

長野県企業局南信発電管理事務所長
中沢 清

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

平成25年度奥木曽発電所味噌川ダム情報監視装置取替工事

3 工事箇所名

木曽郡木祖村大字小木曽 奥木曽発電所

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」とい

う。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 電気通信工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。

ア 資格総合点数が657点以上であること。

イ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

ウ 種類を同じくする工事（ダム情報処理装置の設計製作を含む設置工事又は取替工事）を公共機関等から元請けし、平成10年4月1日から公告日の前日までの間に誠実に履行した実績を有する者であること。

(3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 工期

契約日から平成26年3月19日まで

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書、入札条件注意書及び入札説明書を平成25年9月24日（火）から平成25年10月7日（月）まで次の場所において縦覧に供します。

長野県伊那市狐島3802-2

長野県企業局南信発電管理事務所

電話 0265(72)6121

8 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年10月7日（月）午後1時30分

イ 場所 長野県企業局南信発電管理事務所 2階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年10月2日（水）午後5時までに上記7の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要があります。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要があります。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

9 その他

詳細は、入札説明書によります。

企業局